

子宮頸がん予防ワクチン接種による健康被害者の支援について

1 本市における健康被害者の状況等について

- 症状が継続している方 6名（定期接種1名、任意接種5名）
 - 救済制度申請状況
 - ・1名は申請中（任意接種）
 - ・1名は申請準備中（定期接種）
 - ・4名は申請手続きについての資料を送付し、申請を促した（任意接種）
 - 国の審査会開催状況
 - ・平成27年9月18日 定期予防接種の審査会開催
7人の審査を行い、6人が認定、1人は保留。
 - ・平成27年9月24日 任意接種の審査会開催
11人の審査を行い、11人全員が認定。
- ※引き続き、書類がそろった方から順に、2ヶ月に一度のペースで審査会を開催する見込み。

《参考》

- 他の予防接種による健康被害救済手続の状況（直近の例）
 - ・平成27年3月 北九州市予防接種健康被害調査委員会実施。
県を通じて、国に進達。
(3件：日本脳炎2件、BCG1件)
 - ・平成28年2月（予定） 国の審査会開催
 - ・平成28年4月以降 救済可否決定を受け、支給開始

2 国の動きについて

- 都道府県等に相談窓口を設置（平成27年11月2日 国が説明会実施）
 - ・厚生労働省に対して、症状が生じた方からの多岐にわたる相談が寄せられていることや、予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会からの意見を踏まえて、厚生労働省と文部科学省が連携し、各都道府県に相談窓口を設置する旨通知。
 - ・都道府県の衛生部局及び教育部局に1箇所ずつ設置。
(指定都市、中核市においては相談窓口の設置は任意。)

3 本市の今後の対応

- 保健福祉局と教育委員会にそれぞれ窓口を設置する。
 - ・保健福祉局⇒医療や救済制度等の総合的な相談対応
 - ・教育委員会⇒通学、学習、進級等の教育に関する相談対応
- 申請手続きを案内した4名については、引き続き国への申請のフォローを行う。
- 相談窓口について、市政だよりへの掲載や予診票への追記などで周知を行う。